

府中市地域防災計画

災害復旧計画・復興計画 編

<平成19年度修正（素案）>

府中市防災会議

目 次

第1章	市民生活安定のための緊急計画	1
第2章	激甚災害の指定計画	1 1
第3章	復興計画	1 3

第1章 市民生活安定のための緊急計画

災害時には、数多くの人々の生命が危険にさらされ、家財、住居等も喪失するなど、極度の混乱状態に陥ることが考えられる。

そこで、人心の安定と社会秩序の維持を図るため、関係防災機関等と協力し、市民生活安定のための緊急措置を講ずる。

第1節 被災者の生活確保（福祉保健部）

災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起更生するよう、被災者に対する生活相談、弔慰金等の支給、災害援護資金、住宅資金等の貸付、職業のあっ旋等、市民の自力復興等を促進し、もって生活安定の早期回復を図る。

第1項 生活相談

- 1 市は被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その内容を関係機関に連絡し、解決を図る。
- 2 都は災害が終息したときは、被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、避難所等に被災相談所を設け、相談、要望苦情等を聴取し、速やかに関係部局に連絡して早期解決に努力するとともに、市と連絡を密にし、相談態勢の確立を図る。

第2項 災害弔慰金等の支給

災害により、死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

また、日本赤十字社東京都支部では、日赤各地区からの申請に基づき、被災した者に対して、災害救援品（見舞品）の支給を行う。

1 都福祉保健局による災害弔慰金等の支給

<都福祉保健局による支給>

	対象となる災害 (自然災害)	根拠法令	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	1 府中市において5世帯以上の住家が滅失した災害	1 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年 法律第82号)	死亡者の配偶者 子 父母 孫 祖父母	死亡者1人につき主たる生計者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令第374号)
	2 東京都内において災害救助法が適用された区市町村が1以上ある場合の災害	2 実施主体等 (1) 実施主体市(条例)			第2条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合
災害障害見舞金	3 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害で厚生労働大臣が認めたもの (昭和49年1月31日厚生省第88号厚生事務次官通知)	(2) 経費負担 国 2/4 都 1/4 市 1/4	法別表に掲げる程度の障害がある者	障害者1人につき主たる生計者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	3 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等市長が不相当と認めた場合

2 市による見舞金等の支給

市は、「府中市災害見舞金等支給に関する規則」(昭和45年規則第3号)に基づき、次のとおり災害見舞金、又は災害弔慰金の支給を行う。

<市の見舞金等>

対象となる被害	風水害、災害、自己の責めによらない交通事故、		
支給対象	市内に居住する者で、被災者又はその遺族		
支給額	見舞金	ア 家屋の全壊、全焼又は流失	50,000円
		イ 家屋の半壊、半焼又は床上浸水	30,000円
		ウ 農作物・農耕地の被害	30,000円
	弔慰金	ア 死亡者1人当たり	50,000円
		イ 市長が認める不慮の災害で死亡	
		1世帯又は1人当たり	30,000円

3 日赤東京都支部による災害救援品等の支給

<日赤東京都支部による支給>

種別	対象となる災害	支給対象者	支給内容	備考
災害救援品(見舞品)	災害・火災等	・住宅の全半壊 全半焼 ・床上浸水 ・避難所へ1晩以上避難	毛布、バスタオル	毛布、バスタオル、安眠セットは全員に、その他の品目は世帯当り各1とする。
		床上浸水	毛布、日用品セット、バスタオル	
		避難所へ1晩以上避難	毛布、バスタオル、見舞品、安眠セット	

4 被災者生活再建支援制度

市は、「被災者再建支援法」（平成10年5月法第66号）に基づき支援金の支給申請書を受理し内容を審査し、東京都福祉保健局を経由して被災者生活再建法人に送付する。法人は支援金を支給する。

(1) 対象となる自然災害

- ① 区市町村又は都道府県の人口区分に応じた一定規模以上の被害が発生した区市町村の区域に係る自然災害（災害救助法施行規則令第1条第1項または第2条の被害）
- ② 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した区市町村の区域に係る自然災害
- ③ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

(2) 支給要件等

居住する住宅が、全壊・全焼・全流出した世帯、又はこれと同様の被害を受けたと認められる世帯で、世帯全員の収入合計額と世帯主の年齢等が下表の区分に該当する世帯が対象となる。

※平成16年度改正により、対象世帯が全壊のみから、大規模半壊、半壊も対象となった

<被災者再建支援制度による支給>

支給対象			
世帯の収入合計額	世帯主の年齢等	支給限度額	
		複数世帯	単身世帯（単身）
500万円以下の	世帯主の年齢は問いません	300万円	225万円
500万円を超え 700万円以下	被災日において世帯主が45歳以上の世帯または要援護世帯	150万円	112.5万円
700万円を超え 800万円以下	被災日において世帯主が60歳以上の世帯または要援護世帯	150万円	112.5万円

被災者生活再建制度の実施機関
被災者生活再建支援法人 03-5212-9111

(3) 支給の対象となる経費

通常経費	① 生活に通常必要な物品の購入費又は修理費 （電子レンジ、電気掃除機、たんす、食器戸棚、自転車など20品目） ② 住居の移転に通常必要な移転費（引越費用）
特別経費	① 被災世帯の居住地又は被災世帯に属する者の特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費（ルームエアコン、ストーブ、防寒服、ベビーベッド、学習机、眼鏡、補聴器など） ② 住居を移転するための交通費 ③ 住宅を賃貸する場合の礼金など ④ 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった場合の治療に要する医療費

第3項 災害援護資金・住宅資金等の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を、また、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金を、低所得世帯を対象に貸付ける。

このほか、住宅に被害を受けた者に対して住宅の建設若しくは補修に必要な資金を貸付けもって居住の安定を図るとともにその自立の助長に寄与する。

1 府中市が被災者に貸付ける貸付金〔「災害による被災者に対する住宅の建設及び補修資金貸付条例（昭和41年条例第19号）〕

住宅建設・補修資金

(1) 条件

府中市域内の10世帯以上の住宅が滅失した災害のほか、市長が認定する災害

(2) 貸付けの範囲及び貸付額

ア 住宅建設資金

全壊した住宅に対し 300万円以内

イ 住宅補修資金

損壊した住宅に対し 200万円以内

(3) 利息及び償還方法

ア 利 息 年2.0%、据置期間中無利息

イ 償還方法 資金の貸付けを終えた日の属する月の翌月から起算して1年間据え置き。
以後9年間の元利均等半年賦償還

2 東京都の貸付等各種の融資は、次のとおりである。

<東京都の貸付等各種融資>

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
(1) 災害 援護基金の貸付 都福祉保健局	<p>自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。</p> <p>1人 220万円 2人 400万円 3人 580万円 4人 670万円 5人以上670万円</p> <p>に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額</p> <p>(注)住居が滅失した場合は1,270万円に緩和</p>	<p>1 災害弔慰金の支給等に関する法律</p> <p>2 実施主体市(条例)</p> <p>3 経費負担 国 2/3 都 1/3</p> <p>4 対象となる災害 東京都において災害救助法による救助が行われた災害</p>	<p>貸付区分及び貸付限度額</p> <p>1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円</p> <p>2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円</p> <p>エ 住居全体の滅失又は流出350万円</p> <p>3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円</p>	<p>1 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年)</p> <p>2 償還期間 据置期間経過後7年(特別の事情がある場合5年)</p> <p>3 償還方法 年賦又は半年賦</p> <p>4 貸付利率 年3%(据置期間中は無利子)</p> <p>5 延滞利息 年10.75%</p>

<p>(2) 生活福祉資金</p>	<p>低所得世帯等（生活保護基準額のおおむね1.7倍以内）のうち、他から融資を受けることのできない者で、この資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更正のできる世帯</p>	<p>1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成2年8月14日厚生省第398号）」及び「社会福祉協議会の行う事業の補助に関する条例」による。2 実施主体等 (1) 実施主体 東京都社会福祉協議会 (2) 窓口 府中市社会福祉協議会（民生委員）</p>	<p>1世帯 150万円以内</p>	<p>1 据置期間 貸付の日から1年以内（特別の場合2年以内） 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 年3%（据置期間無利子） 4 保証人 連帯保証人1人以上 (1) 原則として借受人と同一都道府県に居住し、その世帯の安定に熱意を有する者 (2) 生活福祉資金の借受人又は借受申込人となっていない者 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6 市の発行する被災証明を添付し、府中市社会福祉協議会に申し込む</p>
<p>(3) 住宅建設資金(都)</p>	<p>融資あっせん等 ア 融資対象 都内で、災害により住宅が全半焼又は総称した者が、建設・購入・修繕する住宅 イ 申込資格 り災証明書があること ウ 受付期間 災害より1年間 エ 償還期間 10～30年 金額、利率などは、被害の程度、国や公庫などの状況、社会状況などに応じて決定する。</p>			

第4項 職業のあっ旋

各機関の職業のあっ旋の取扱いは次のとおりである。

<職業斡旋の取扱>

機 関 名	職 業 の あっ 旋
府 中 市	<p>被災者の職業のあっ旋について、都に対する要請措置等の必要な計画を策定しておく。このほか府中市中小企業勤労者サービス公社無料職業紹介所の有効な活用を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害による離職者の就業については、都の関係部局と連絡をとりつつ、府中ハローワーク等の関係機関を紹介し、あっ旋や相談などを図る。 2 概ね55歳以上の希望者には、府中市中小企業勤労者サービス公社無料職業紹介所を紹介し就業のあっ旋を図る。 3 むさし府中商工会議所など関係機関を通じ、市内の企業などに対し、求人の依頼を働きかけ、求人の確保、就業のあっ旋に資する。
都 産 業 労 働 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、区市町村の被災状況等を勘案のうえ、都内各公共職業安定所（19か所）と緊密な連絡をとり、公共職業安定所を通じ速やかに、そのあっ旋を図る。 また、他府県への就職希望者については、総合的雇用情報システムの活用等により、他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る。 2 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講ずる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置 (2) 公共職業安定所に向向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

第5項 租税等の徴収猶予及び減免等

被災した納税義務者、又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）、被保険者等に対し、地方税法又は市条例により納期の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じ適時適切に講ずる。

1 市税の納税緩和措置

(1) 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は、市税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により災害がおさまった後2か月以内に限り、当該期限を延長する。ただし、特別徴収に係る納期限の延長は30日以内とする。

ア 災害が広域にわたる場合

市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。

(市税条例第18条の2)

イ その他の場合

災害がおさまったあと速やかに、被災納税義務者等による申請があったときは、市長が納期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に損害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

(3) 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等適切な措置を講ずる。

(4) 減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について次により減免を行う。

ア 個人市民税（都民税個人分を含む）

被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

イ 固定資産税（家屋・償却資産）

被災した状況に応じて減免を行う。

ウ 軽自動車税

被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

2 国民健康保険税の減免等

(1) 減免

災害により、生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて保険税を減免する。

(2) 徴収猶予

災害により、財産に損害を受けた納税義務者が保険税を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づきその納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内において徴収を猶予する。

3 その他

(1) 国民年金保険料の免除

被保険者第一号（強制加入）又はその世帯員が災害によりその所有する住宅又は家財に著しい損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、内容審査のうえ都知事に進達し、免除の認定をする。

(2) 保育所措置費徴収金の減額

災害により損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて減額する。

第6項 中小企業への融資斡旋

災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、都及び政府系金融機関は、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、災害からの痛手を軽減し、事業の安定を図ることとなっている。生活文化部長は、災害時において、これらの融資制度について、PRを行う。

都及び政府系金融機関が行う資金融資について、東京都地域防災計画内容は、おおむね次のとおりである。

1 都（産業労働局）

(1) 災害復旧資金融資（資金使途：運転資金・設備資金、限度額8,000万円）

(2) 経営支援資金融資

（資金使途：運転資金・設備資金、限度額1億円 組合2億円）

2 中小企業金融公庫

(1) 災害貸付

（資金使途：設備資金・長期運転資金、限度額7,000万円～3億円 ※4区分）

3 国民生活金融公庫

(1) 災害貸付

（資金使途：設備資金・運転資金、限度額4,800万円～4億5,000万円 ※2区分）

4 商工組合中央金庫（資金使途：運転資金・設備資金、限度額：組合200億円、組合員20億円）

通常の貸付については、閣議決定により特定の限度内において、特災利率が適用される。

第2節 義援金品の配分（福祉保健部）

第1項 義援金品の受付要領

- 1 市は義援金の受付窓口を開設する。
- 2 市が直接受領した義援金品について、寄託者に受領書を発行する。
- 3 一般市民及び都などから届けられた義援金品で市に寄託されたものについては、福祉保健部において受け付ける。
- 4 義援金品の受付状況については、都・市・日本赤十字社・その他関係機関で構成され、都本部（福祉保健局）に設置される義援金品募集配分委員会（以下「委員会」という。）に報告するものとし、受け付けた義援金は、委員会に送金するものとする。

第2項 義援金品配分要領

- 1 委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。
- 2 義援金品の配分は、福祉保健部長と総務部長の協議により決定するが、日本赤十字社東京都支部府中市地区あての寄託金品の配分との均衡を図る点から府中市地区に配分委託を

することが適当と認められるときは、これによる。

この場合、被災者の住所、世帯主氏名、世帯構成、被害状況等を日本赤十字社東京都支部に報告しなければならない。

日本赤十字社東京都支部

東京都新宿区大久保1-2-15 救護課 03-5273-6744

3 寄託された義援金品の被災者への配分は、市長が定める配分委員会等の組織による。

第3項 義援金品の輸送及び配分

- 1 福祉保健部長は第2項により決定された金品を被災地へ輸送し配分する。
- 2 配分計画は、被災地区、被災人員及び世帯、被災状況等を勘案して世帯及び人員を単位として計画し、対象は全壊、流世帯又はこれに準ずる。

第4項 義援金品の保管

義援金については、被災者に配分するまでの間、府中市公金取扱金融機関に一時預託するとともに、義援品の保管については、市役所北庁舎駐車場を倉庫として使用するほか、必要に応じて他所を使用する。

第2章 激甚災害の指定計画（環境安全部）

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化と、被災者の再開復興の意欲を高めることを目的とした「激甚災害に対処するための特例の財政援助に関する法律」(昭和37年法律第150号)(以下「激甚法」という。)が制定されている。

この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と被災者に対する特別の財政措置を内容としている。

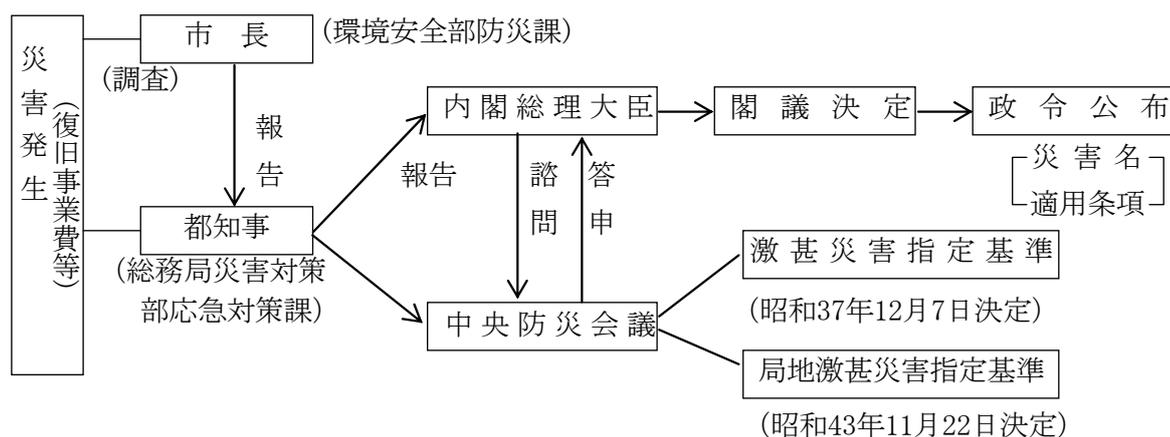
府中市の地域に、大規模な災害が発生した場合、市としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、激甚法による財政援助等を受けることが必要である。

第1節 激甚災害指定の手続き

市長は、災害が発生した場合は、速やかに、その災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を都知事に、都知事は内閣総理大臣に報告する。(災害対策基本法第53条)

内閣総理大臣は、これを受けてその災害が激甚法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見をきいたうえ激甚災害と指定し、及びその災害に対してとるべき措置を指定する政令を制定することとなり、これにより必要な財政援助措置がとられることとなる。

<激甚災害指定手続きの流れ>



第2節 激甚災害に関する被害状況等の報告

- 1 市長は、その区域内に災害が発生した場合は、災害対策基本法第53条第1項に定めるところにより、速やかに、その被害状況等を都知事に報告する。

2 被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める基準）
- (5) 災害に対しとられた措置
- (6) その他必要な事項

第3節 激甚災害指定基準

激甚災害指定基準とは、昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

第4節 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の程度の大きい災害について、激甚災害として指定するため昭和43年11月22日中央防災会議が基準を定めている。

局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係るものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としている。

第5節 特別財政援助額の交付手続

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、都各部局へ提出しなければならない。

第3章 復興計画

大地震等の災害時には、建築物、土木構造物等の倒壊や木造住宅密集地域での火災の発生などにより、都市は大きな被害を被る可能性がある。また、住宅の倒壊や事業の操業停止などにより市民のくらしも深刻な影響を受ける可能性が十分予想される。

万一にも、大きな災害に見舞われ、都市基盤や市民の生活基盤に甚大な被害が生じた場合には、迅速に復興体制を敷き、都市の復興と市民生活の再建を目指す。

第1節 災害復興基本方針の策定（総務部・環境安全部・都市整備部）

府中市は、災害後の都市復興及び市民の生活再建を円滑に行うため、国、東京都並びに関係自治体と連携協力して、基本方針及び災害復興計画を策定し、これに基づき復興事業を推進する。

また、被災の程度に鑑み、その必要に応じて、府中市災害復興本部を設置する。

※ 災害復興本部の設置

復興本部を設置するにあたっては、「府中市災害復興本部設置に関する条例」（仮称）を制定する。

第1項 災害復興基本方針の策定

- 1 復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、震災後2週間以内を目途に、復興本部会議の審議を経て、「災害復興基本方針」を策定し、公表する。
 - (1) 策定上配慮する事項
 - (ア) くらしのいち早い再建と安定
 - (イ) 安全で快適な生活環境づくり
 - (ウ) 雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造
 - (エ) 我が国政治や経済の中核機能の速やかな回復
- 2 区市町は、都の基本方針と整合を図りつつ、市街地の復興方針を定めるとともに、復興対象地区の設定を行い、地区区分に応じた建築誘導の方針を定める。

<復興整備条例の基本構成>

ア	目的 市街地の緊急な整備、円滑な復興を目指す。
イ	用語の定義
ウ	復興の理念 災害の教訓を生かした復興、区市町・住民・事業者の「協働」など
エ	区市町・住民・事業者の責務等
オ	地区の指定等 重点復興地区、復興推進地区、復興誘導地区の復興地区区分を明示
カ	建築の届出、情報の提供及び協議 復興地区区分に応じた建築制限及び誘導の方針を明示
キ	適用期間 「被災市街地復興特別措置法」による被災市街地復興推進地域の最大限度である2年を基本とし、都市復興の状況を踏まえて適用期間の延長を考慮する。

3 震災復興計画の策定

- (1) 震災復興基本方針に基づき、復興に係る市政の最上位の計画として、総合的な復興計画を策定する。計画は、復興の基本目標と市が実施する復興事業の体系を明らかにする。
- (2) 復興計画の策定手続
 - ア 災害本部長は、震災復興検討会議を招集し、計画の理念等の検討を依頼する。
 - イ 復興本部長は、震災復興検討会議の提言を踏まえ、復興本部会議の審議を経て、震災後6か月を目途に、復興計画を策定し公表する。

4 特定分野計画の策定

都市復興、住宅復興等その性質上、具体的な事業計画を立てる必要のある分野については、復興計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。

第2節 復興の全体像

復興を円滑に進めるためには、地域住民の復興への強い意欲と復興のあり方への合意が必要である。合意形成を図るには、地域ごとに復興のあり方を協議する住民組織の結成が不可欠であり、平常時から地域づくり組織がある場合はそれが母体となり、それがいない場合には新たな組織づくりが必要になる。

復興のプロセスは、その担い手により「被災者個人による独自復興」「行政主導による復興」及び「地域力を活かした地域協働復興」という3つのパターンが考えられる。

第3節 地域力を活かした分野別の復興プロセス

第1項 暮らしの復興

市は、暮らしの復興を早期に実現するため、保険・医療・福祉、学校教育、文化・社会教育、消費生活に関する支援策を講じる。

また、ボランティアやNPO等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体等との連携のもと、生活基盤・環境を創造的に形成していく。

- (1) 地域医療体制の整備と医療機関の機能回復
- (2) 福祉サービス提供体制の再構築等
- (3) 保健衛生対策
- (4) 教育・文化対策
- (5) 市民に対する情報提供と相談等

第2項 住宅復興

市は、住宅復興のための施策として、自力による復興を基本として「応急的な住宅の確保」「自力再建への支援」「公的住宅の供給」により、まちづくりと連携しながら、震災発生後できるだけ早期に被災者に対して住宅復興への道筋を明示するとともに、できるだけ多様な住宅対策を講じる。

- (1) 応急的な住宅の確保
- (2) 自力再建への支援
- (3) 公的住宅の供給

第3項 産業復興

市は、震災からの産業の復興にあたって、早期の事業再開等が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、市の産業振興を図る施策を進めるため、中小企業施策、観光施策、農林水産業施策及び雇用・就業施策などを総合的に展開する。

復興過程においては、自力再建までの一時的な事業スペースの確保への支援、施設再建のための金融支援、取引等のあつ旋、物流の安定など、総合的な対策を講じる。

- (1) 事業再開の支援
- (2) 産業振興方針の策定
- (3) 中小企業施策、観光施策、農林産業施策
- (4) 雇用・就業施策
- (5) 自力再建までの一時的な事業スペースの確保支援
- (6) 施設再建のための金融支援
- (7) 取引等のあつ旋対策
- (8) 物流の安定対策

第4項 都市復興

市は、被害の状況を把握し、復興体制をつくるための「家屋被害概況調査」や、復興の基本的な考え方をまとめる「都市復興基本方針」の作成、無秩序な建築の制限を行う建築制限、復興への具体的な計画をまとめる「都市復興基本方針」や「復興まちづくり計画」の作成等を行う。

- (1) 都市復興基本方針等の策定
- (2) 復興都市計画等の策定
- (3) 地域復興協議会等の推進

第5項 被災者総合相談所の設置

市は、復興対策の本格化に応じて、関係各部との連携・協力により、被災者総合相談所を設置する。